

株式会社TCYA

指定特定相談支援事業者 及び 指定障害児相談支援事業者 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社TCYAが開設するかめくぼケアステーション（以下「事業所」という）が行う特定相談支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という）が、障害者（児）に対し、適正な特定相談事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定特定相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。
 - 4 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援事業の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 かめくぼケアステーション
- (2) 所在地 埼玉県ふじみ野市亀久保 2-4-6 コーウンビル 103

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 相談支援専門員 常勤 1名以上
相談支援専門員は、障害者（児）等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（指定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について）

第6条 この事業所が提供する計画相談支援及び障害児相談支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- (2) 計画相談支援及び障害児相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に
行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を
行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。
- 2 計画相談支援及び障害児相談支援におけるサービス利用支援の方針は、第2条に 規定する基本方針及
び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。
- (1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう
に努める。
 - (2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日 常生活の支援を
効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービ
ス等の利用が行われるようにする。
 - (3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観
点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指
定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用
も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努める。
 - (4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者等によるサー ビスの選択に資す
るよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサ
ービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
 - (5) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、そ
の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活
や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「ア
セスメント」という。）を行う。
 - (6) 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家
族に面接する。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨 を利用者及びその家族に対して十
分に説明し、理解を得る。
 - (7) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービ
ス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき
課題等に対応するための最も適切な福祉サービ ス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の
生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の
目標及びその達 成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービスを提供する上での留意事項、
厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。
 - (8) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、 介護給付費等の
対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に
対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
 - (9) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者
等に交付する。
 - (10) 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービ
ス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連携調査等を行うとともに、サービス担当者会議
の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、サービス担当者会議に

出席する担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

- (11) 相談支援専門員は、前号の担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
- (12) 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び第 10 号のサービス担当者会議に出席した担当者に交付する。

3 計画相談支援及び障害児相談支援における指定継続サービス利用援助の方針は第 2 条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。（以下「モニタリング」という。））を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談 支援給付決定に係る申請の勧奨を行う。
- (2) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省で定める期間ごとに居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。
- (3) 前項第 1 号から第 7 号及び第 10 号から第 12 号までの規定は、サービス等利用計画の変更について準用する。
- (4) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (5) 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

（支給決定障害者などから受領する費用の額等）

第 7 条 事業所は、法定代理受領を行わない計画相談支援及び障害児相談支援を提供した際は、計画相談支援及び障害児相談支援対象障害者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援及び障害児相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援及び障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の実費の支払を計画相談支援及び障害児相談支援対象障害者等から徴収することができる。
- 3 事業所は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った計画相談支援及び障害児相談支援対象障害者等に対し交付しなければならない。
- 4 事業所は、第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援及び障害児相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援及び障害児相談支援対象障害者等の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、ふじみ野市、富士見市、三芳町の区域とする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに次の防止策を講じ区市町村へ報告する。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(衛生管理等)

第11条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施
- (その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社TCYAと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年8月10日から施行する。(事業所の所在地の変更)